度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので，その合理性には時間的な限界があったところ，本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には，その不合理性が投票価値の較差としても現れ，その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず，投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており，上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも，前記２⑷のような平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

また，平成25年大法廷判決は，平成24年選挙が上記のように平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであること，選挙区間の選挙人数の較差は平成21年選挙時よりも更に拡大して最大較差が１対2.425に達していたこと等に照らし，平成24年選挙時において，平成21年選挙時と同様に，旧選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない旨を判示したものである。

そして，平成23年大法廷判決を受けて，旧区画審設置法３条２項の削除及び各都道府県の選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が制定され，更に上記０増５減を前提に選挙区間の人口の較差が２倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し，同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ，前記２⑹のとおり，本件選挙区割りにおいては，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず，１人別枠方式を定めた旧区画審設置法３条２項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから，いまだ多くの都道府県において，そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているということができる。

しかるところ，前記２⑹及び⑺のとおり，本件選挙区割りにおいては，平成25年改正法成立の２年半以上前（本件選挙の４年以上前）の平成22年10月１日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は１対1.998となるものとされたが，同国勢調査後の人口変動の結果として，上記成立の約３か月前の平成25年３月31日現在及び約６か月後の同26年１月１日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ１対2.097及び１対2.109であり，上記試算において較差が２倍以上となっている選挙区はそれぞれ９選挙区及び14選挙区となっており，さらに，本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は１対2.129に達し，較差２倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである（本件選挙時における選挙区間の選挙人数の較差の詳細は前記２⑺に摘示したとおりである。）。このような投票価値の較差が生じた主な要因は，いまだ多くの都道府県において，新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであり，このことは，前記２⑺で本件選挙当日において東京都第１区の選挙人数が２倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており，この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることからも明らかである。そして，このような投票価値の較差が生じたことは，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると，平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も，本件選挙時に至るまで，本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

⑶ア　衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について，当裁判所大法廷は，これまで，①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か，②上記の状態に至っている場合に，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か，③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に，選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており，こうした判断の方法が採られてきたのは，憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち，裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても，自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく，その是正は国会の立法によって行われることになるものであり，是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので，裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより，国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが，憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ，上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては，単に期間の長短のみならず，是正のために採るべき措置の内容，そのために検討を要する事項，実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して，国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決，平成26年（行ツ）第155号，第156号同年11月26日大法廷判決・民集68巻９号1363頁参照）。

イ　そこで，本件において，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

１人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては，前掲最高裁平成19年６月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており，これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは，平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年３月23日であり，国会においてこれらが上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである（平成25年大法廷判決参照）。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには，旧区画審設置法３条２項を削除した上で，同条１項の趣旨に沿って各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し，それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められ，その一連の過程を実現していくことは，平成６年の法改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた１人別枠方式を含む同条２項所定の定数配分の方式によりそれらの県に割り当てられた定数の再配分を行うもので，制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえ，立法の経緯等にも鑑み，国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また，このような定数配分の見直しの際に，議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が定数配分の見直しと併せて議論の対象とされていることも，この問題に関する議論の収れんを困難にする要因となることも否定し難い。

そうした中で，まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ，旧区画審設置法３条２項の規定の削除と選挙区間の人口の較差を２倍未満に抑えるための前記０増５減による定数配分の見直しが行われ，平成24年改正法及び平成25年改正法の成立によってこれらが実現したものであり，これにより改定された本件選挙区割りの下における選挙区間の投票価値の較差も，本件選挙時においてなお最大１対2.129で２倍以上の選挙区が13選挙区あったものの，上記改定の時点では平成22年国勢調査の結果に基づく人口によれば最大１対1.998まで縮小しており，前回の平成24年選挙時に最大１対2.425で２倍以上の選挙区が72選挙区に及んでいたのと比較すると，一定の縮小がみられたものである。このように，平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて，立法府における是正のための取組が行われ，本件選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたものということができる。